

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成29年9月6日午後1時00分～午後6時00分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

- (1) 「大阪府死因調査等協議会」の設置に向けた「大阪府附属機関条例」の一部改正について（案）

今後の大阪府内における死因調査体制のあり方を検討する「大阪府死因調査等協議会」を新たに設置するため、大阪府健康医療部との共管により、大阪府附属機関条例の一部改正案を9月定例府議会に上程したい旨の説明があり、審議の結果、その内容を了承した。

2 報告事項

- (1) 大阪IR基本構想（案）の中間骨子について

大阪府庁において開催された第5回IR推進会議において取りまとめられた「大阪IR基本構想（案）の中間骨子」について報告があった。

- (2) 全国地域安全運動の実施について

府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するため、10月11日から同月20日までの間、地域住民、自治体、事業者、防犯協会等と連携して、「子どもや女性を対象とする犯罪の被害防止」、「特殊詐欺の被害防止」及び「自動車関連犯罪及びひったくりの被害防止」を重点とした全国地域安全運動を実施する旨の報告があった。

【委員発言】

- 特殊詐欺の被害防止に関する広報啓発活動を行うにあたっては、最近の犯行手口や具体的な事例を紹介する等、工夫を凝らした情報発信に努めていただきたい。また、安まちメールやツイッター等、様々な広報媒体を活用し、効果の上がる抑止活動を推進していただきたい。
- 期間中は多くの防犯ボランティアが参加することから、活動の活性化にも配慮していただくとともに、新たな担い手を確保するためにも、活動に参加しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいただきたい。
- (3) 平成29年上半期における児童虐待事案の対応状況等について（暫定値）

平成29年上半期に大阪府下で警察が認知した児童虐待事案は2,656件（前年同期比16.1パーセント増加）、児童相談所への通告児童数は4,507人（前年同期比12.8パーセント増加）で、いずれも過去最多となった旨の報告があった。

【委員発言】

- 児童虐待事案の認知件数及び通告児童数がいずれも過去最多となっているが、児童相談所等関係機関との情報共有を推し進めていただき、児童の安全確保に万全を期していただきたい。

- (4) 盗品等処分あっせん等事件の検挙について
捜査第三課が、豊能警察署と合同で、国指定重要文化財にかかる標記事件につき、被疑者2人を逮捕した旨の報告があった。
- (5) 岸和田地車祭の開催に伴う警察諸対策について
岸和田地車祭の開催に伴い、関係警察署に機動隊、交通機動隊等を派遣し、観覧者等に対する整理誘導、規制等の雑踏及び交通対策を実施する旨の報告があった。

【委員発言】

- 警備本部と現場警察官の連携による的確な雑踏対策及び交通対策等によって、事故の無いようにお願いしたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

- (1) 運転免許取消対象事案について
運転免許取消対象事案について、審議の結果、112件の行政処分を決定した。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る本聴聞手続き及び主宰者の指名について
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件（出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長罪））について、聴聞の開催日を9月20日とし、主宰者を指名した。
- (3) 犯罪被害者等給付金支給裁定に対する審査請求に係る弁明書の提出等について
当公安委員会における平成29年3月22日付けの犯罪被害者等給付金支給裁定について、同処分を不服とした審査請求が国家公安委員会に対して行われたことに伴い、審査請求書副本送付・弁明書提出要求書を受理した旨の報告と国家公安委員会に提出する弁明書の内容及び証拠資料についての上申があり、可として決裁した。
- (4) 不服申立てに対する裁決等について
- ア 違反運転者等に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案
違反運転者等に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
- イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案
放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案3件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。
- (5) 警察署協議会委員の委嘱について
警察署協議会委員の欠員を補充する必要がある旨の報告があり、審議の結果、候補者名簿の中から1人を委嘱することとして決定した。
- (6) 警察署協議会委員の退任に伴う感謝状の贈呈について
警察署協議会委員1人の退任に伴い、感謝状の贈呈の上申があり、当公安委員会における表彰の基準に適合することから、可として決裁した。

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく6月以上の営業休止に係る行政処分の決定について
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「6月以上の営業休止」に係る行政処分4件について、それぞれ風俗営業許可の取消しを決定した。
- (8) 行政文書公開請求の受理及び決定について
大阪府情報公開条例に基づき、当公安委員会に対してなされた行政文書公開請求1件について報告があり、審議の結果、請求に係る行政文書の不存在による非公開を決定した。
- (9) 苦情及び意見要望の受理等について
ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。
イ 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
ウ 意見要望45件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について
監察案件について報告があった。
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑者の現行犯逮捕について
河内警察署地域課員が、標記の事件につき、9月4日に拳銃を使用（構え）して被疑者1人を現行犯逮捕した旨の報告があった。
- (3) 府下のいわゆる「JKビジネス」の現状等について
府下のいわゆる「JKビジネス」の現状等について報告があった。
- (4) 交通部主管に係る7月中の専決事務処理状況について
7月中における交通部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (5) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について
8月14日から8月20日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上